

(仮称) あつみ第二風力発電事業 環境影響評価方法書についての留意事項

1 全般的事項

- 本事業の計画段階環境配慮書では、事業実施想定区域のうち、風力発電機設置想定範囲の全域が三河湾国定公園の第2種特別地域及び鳥獣保護区に指定されていることに加え、大部分が保安林に指定、又は砂丘植生が分布する砂浜であり、重要な自然環境のまとまりの場となっていることから、事業の実施に伴う動物、植物及び生態系への重大な影響が懸念された。このため、知事意見において、重要な自然環境のまとまりの場の改変を回避するよう、事業計画の見直しを行うことを求めた。

これに対し、方法書では、自然裸地を含む汀線付近において風力発電機の配置を検討することとしているものの、砂丘植生が分布する砂浜に対象事業実施区域（以下「区域」という。）が設定されていることから、方法書に示された事業計画は依然として環境への重大な影響が懸念される。

- 区域周辺には、既設の風力発電所に加え、計画中の風力発電所があることから、騒音、風車の影、動物及び景観に関して、本事業との累積的な影響が懸念される。

2 騒音、風車の影

区域周辺に特別養護老人ホーム及び住宅等が存在することから、施設の稼働に伴う騒音及び風車の影による生活環境への影響が懸念される。

3 動物、植物、生態系

- 区域及びその周辺は、サシバ等の鳥類の渡りルートとなっている可能性があり、また、区域周辺には重要野鳥生息地（IBA）に指定された伊川津があることから、施設の稼働に伴う鳥類の風力発電機への衝突事故や移動経路の阻害等が懸念される。
- 区域周辺には、ハギクソウの群落等が確認されており、区域内にもハギクソウ等の重要な種が生育している可能性があることから、地形改変及び施設の存在に伴う植物への影響が懸念される。

4 景観

区域及びその周辺は、三河湾国定公園の第2種特別地域に指定されている。当該国定公園は渥美・知多半島と湾奥部の海岸景観等を主な理由として指定されており、地形改変及び施設の存在に伴い、当該国定公園の風致景観の根幹を成す海岸景観への影響が懸念される。

＜過去の審査会答申における共通的な全般的事項等の内容＞

1 全般的事項

- 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。
- 調査地点及び予測地点について、適切に設定するとともに、その理由をわかりやすく示すこと。
- 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

2 その他

- 準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。